

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県 (知事)	保健所を設置 する市(長)	特別区 (長)	市町村(長)	事務種別	根拠法令
・開設届の受理	4			○	○	○		自治	美容師法 11条1項、20条
・変更、廃止届の受理	4			○	○	○		自治	美容師法 11条2項、20条
・使用前の検査	4			○	○	○		自治	美容師法 12条、20条
・承継届の受理	4			○	○	○		自治	美容師法 12条の2第2項、20条
・管理美容師講習会の指定				○				自治	美容師法 12条の3第2項
・美容所について講ずべき措置の 条例の定め				○					美容師法 13条
・立入検査	4			○	○	○		自治	美容師法 14条1項、20条
・閉鎖命令 (クリーニング業法)	4			○	○	○		自治	美容師法 15条、20条
・営業者が講ずべき措置の条例の 定め				○					クリーニング業法 3条3項6号
・開設届の受理	5			○	○	○		自治	クリーニング業法 5条1項、14条
・無店舗取次店の開設届の受理	5			○	○	○		自治	クリーニング業法 5条2項、14条
・変更、廃止届の受理	5			○	○	○		自治	クリーニング業法 5条3項、14条
・使用前の検査	5			○	○	○		自治	クリーニング業法 5条の2、14条
・承継届の受理	5			○	○	○		自治	クリーニング業法 5条の3第2項、14条
・クリーニング師免許の交付	5			○				自治	クリーニング業法 6条
・クリーニング師試験の実施				○				自治	クリーニング業法 7条1項
・クリーニング師原簿の備付け及 び登録	5			○				自治	クリーニング業法 8条1項
・クリーニング師研修の指定				○				自治	クリーニング業法 8条の2第1項
・業務従事者に対する講習の指定				○				自治	クリーニング業法 8条の3

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	市町村(長)	事務種別	根拠法令
・ 営業者又は使用人の業務停止	5			○	○	○		自治	クリーニング業法 9条、14条
・ 立入検査	5			○	○	○		自治	クリーニング業法 10条 1項、14条
・ 措置命令	5			○	○	○		自治	クリーニング業法 10条 の2、14条
・ 営業停止、閉鎖処分	5			○	○	○		自治	クリーニング業法 11条、 14条
・ クリーニング師免許の取消	5			○				自治	クリーニング業法 12条
4 その他の生活衛生 (墓地埋葬法)									
・ 埋葬、火葬又は改葬の許可	1				○	○	○	自治	墓地、埋葬等に関する法律 5条1項
・ 埋火葬許可証等の交付	1				○	○	○	自治	墓地、埋葬等に関する法律 8条
・ 死体の埋火葬を行う者がいない 場合の埋葬又は火葬の実施	1				○	○	○	自治	墓地、埋葬等に関する法律 9条
・ 墓地、納骨堂及び火葬場の経営 の許可	1			○	○※			自治	墓地、埋葬等に関する法律 10条1項、19条の3(※ 指定都市、中核市のみ)
・ 墓地、納骨堂及び火葬場の施設 の変更、廃止の許可	1			○	○※			自治	墓地、埋葬等に関する法律 10条2項、19条の3(※ 指定都市、中核市のみ)
・ 管理者の届出の受理	1				○	○	○	自治	墓地、埋葬等に関する法律 12条
・ 埋葬又は火葬の状況の報告の受 理	1				○	○	○	自治	墓地、埋葬等に関する法律 17条
・ 報告の要求・立入検査	1			○	○	○		自治	墓地、埋葬等に関する法律 18条、19条の2
・ 改善命令、使用制限命令、許可 の取消	1			○	○	○		自治	墓地、埋葬等に関する法律 19条、19条の2

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県 (知事)	保健所を設置 する市(長)	特別区 (長)	市町村(長)	事務種別	根拠法令
(建築物衛生法)									
・環境衛生上の正しい知識の普及			○					自治	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 3条 1号
・環境衛生上の相談及び必要な指導			○					自治	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 3条 2号
・特定建築物の届出の受理	5			○	○	○		自治	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 5条 1項
・建築物環境衛生管理技術者免状の返納に関する申出				○	○	○		自治	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 7条 4項
・報告の徴収、立入検査				○	○	○		自治	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 11条 1項
・改善命令、使用停止命令、使用制限命令	5			○	○	○		自治	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 12条
・衛生的環境確保に関する事業の登録				○				自治	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 12条の2第1項
・登録の取消	5			○				自治	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 12条の4
・報告の徴収、立入検査	5			○				自治	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 12条の5
・国等の長に必要な説明又は資料の提出の求め	5			○	○	○		自治	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 13条 2項
・国等の長に必要な事項を通知し、維持管理の方法の改善等の勧告	5			○	○	○		自治	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 13条 3項

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	市町村(長)	事務種別	根拠法令
(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律) ・健康被害のおそれがある場合の家庭用品の回収命令、その他必要な措置の命令 ・健康被害があった場合の家庭用品の回収命令、その他必要な措置の命令	2			○	○	○		1号受託	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 6条1項 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 6条2項 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 7条
・報告の徴収、立入検査	2			○	○	○		1号受託	
(その他) ・尿浄化槽等の建徳申請を受理した建築主事からの通知の受理及び建設許認可に関する意見		○							建築基準法93条
5 薬事(薬事法)									
・地方薬事審議会の設置				○				自治	薬事法 3条
・薬局開設の許可	3			○				自治	薬事法 4条1項
・薬局開設の許可の更新	3			○				自治	薬事法 4条2項
・従事者以外の薬局の管理者の許可	3			○				自治	薬事法 7条3項ただし書
・薬局の休止・廃止・再開等の届出の受理	3			○				自治	薬事法 10条
・許可、許可の更新等の申請、届出の経由	3			○				1号受託	薬事法 21条1項、2項、3項
・店舗販売業の許可	3			○		○		自治	薬事法 26条1項
・管理店舗以外の薬事業務従事の許可	3			○				自治	薬事法 28条3項
・配置販売業の許可	3			○				自治	薬事法 30条1項
・配置従事の届出	3			○				自治	薬事法 32条
・配置従事者の身分証明書交付	3			○				自治	薬事法 33条
・卸売販売業の許可	3			○				自治	薬事法 34条1項

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県 (知事)	保健所を設置 する市(長)	特別区 (長)	市町村(長)	事務種別	根拠法令
・営業所以外の場所での卸売販売者の業務の許可	3			○				自治	薬事法 35条3項
・一般用医薬品販売者の脂質の確認	3			○				自治	薬事法 36条1項
・要件を具備した医薬品販売者の登録	3			○				自治	薬事法 36条2項
・医薬品の販売業の許可	3			○	○			自治	薬事法 38条
・高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可	3			○				自治	薬事法 39条
・管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出)	3			○				自治	薬事法 39条の3
・製造販売業者等への立入検査	3			○				1号受託	薬事法 69条1項
・販売業者等への立入検査	3			○	○			自治	薬事法 69条2項
・薬局開設者・病院・修理業者等への立入検査	3			○	○			1号受託	薬事法 69条3項
・医薬品等の廃棄	3			○				1号受託	薬事法 70条1項
・命令に従わない者に対する職員による廃棄及び処分	3			○	○			1号受託	薬事法 70条2項
・検査命令	3			○				1号受託	薬事法 71条
・製造業者等に対する構造設備の改善及び使用禁止命令	3			○				1号受託	薬事法 72条3項
・薬局開設者等に対する構造設備の改善及び使用禁止命令	3			○				自治	薬事法 72条4項
・基準不適合薬局開設者等に対する業務体制整備命令	3			○				自治	薬事法 72条の2第2項
・薬局開設者が報告しなかったり虚偽報告をした場合の措置	3			○				自治	薬事法 72条の3
・配置販売業の監督	3			○				自治	薬事法 74条
・厚生労働大臣に対する許可取消処分等の具申	3			○				自治	薬事法 75条
・許可等の更新を拒否する場合の手続	3			○				自治	薬事法 76条
・薬事監視員の任命	3			○	○			自治	薬事法 76条の3
・指定薬物である疑いがある物品の検査等	3			○				1号受託	薬事法 76条の3.6

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	市町村(長)	事務種別	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄等の措置命令 ・立入検査命令等 	3			○				1号受託	薬事法 76条の7第1項、第2項
	3			○				1号受託	薬事法 76条の8第1項
<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品等の適正な使用に関する普及啓発(努力規定) ・記録等の事務について必要な指導及び助言 				○	○			自治	薬事法 77条の3の2
(毒物及び劇物取締法)								自治	薬事法 77条の6
<ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物販売業の登録 	4			○	○			自治	毒物及び劇物取締法 4条
<ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物製造業の登録申請の経由 	4			○				1号受託	毒物及び劇物取締法 4条
<ul style="list-style-type: none"> ・特定毒物研究者の許可 	4			○				自治	毒物及び劇物取締法 4条
<ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物販売業における取扱責任者の届出の受理 ・毒物劇物製造業等における取扱責任者の届出の経由 	4			○	○			自治	毒物及び劇物取締法 7条
<ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物取扱者試験の実施 	4			○				1号受託	毒物及び劇物取締法 7条
<ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物販売業の廃止等の届出の受理 	4			○	○			自治	毒物及び劇物取締法 8条
<ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物製造業の廃止等の届出の受理 	4			○				自治	毒物及び劇物取締法 10条
<ul style="list-style-type: none"> ・特定毒物研究者の廃止等の届出の受理 	4			○				1号受託	毒物及び劇物取締法 10条
<ul style="list-style-type: none"> ・回収等の命令 	4			○				自治	毒物及び劇物取締法 10条
<ul style="list-style-type: none"> ・事故の際の届出の受理 	4		○					自治	毒物及び劇物取締法 15条の3
<ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物販売業者等からの報告の徴収、立入検査等 	4			○				自治	毒物及び劇物取締法 16条の2
<ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物監視員の指定 	4			○				自治	毒物及び劇物取締法 17条
				○				自治	毒物及び劇物取締法 17条

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	市町村(長)	事務種別	根拠法令
・販売業の登録を受けた者に対する措置命令	4			○	○	○		自治	毒物及び劇物取締法 19条1項
・登録の取消し	4			○	○	○		自治	毒物及び劇物取締法 19条2項
・毒物劇物取扱責任者の変更命令				○	○	○		自治	毒物及び劇物取締法 19条3項
・登録・許可の取消し、業務の停止命令	4			○	○	○		自治	毒物及び劇物取締法 19条4項
・処分の具申				○				自治	毒物及び劇物取締法 19条5項
・登録失効の際の届出の受理	4			○	○	○		自治	毒物及び劇物取締法 21条1項
・登録失効の際の届出の経由	4			○				1号受託	毒物及び劇物取締法 21条1項
・毒物劇物業務上取扱者の届出の受理	4			○				自治	毒物及び劇物取締法 22条1項
・毒物劇物業務上取扱者の廃止届の受理	4			○				自治	毒物及び劇物取締法 22条3項
・措置命令	4			○				自治	毒物及び劇物取締法 21条6項
(麻薬及び向精神薬取締法)									
・麻薬卸売業者等の免許	4			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 3条1項
・免許証の交付	4			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 4条1項
・麻薬卸売業者等の業務の廃止の届出の受理	4			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 7条1項
・麻薬卸売業者等の死亡等の届出の受理	4			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 7条3項
・免許証の返納の受理	4			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 8条
・免許証の記載事項の変更届の受理等	4			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 9条1項、2項
・免許証の再交付等	4			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 10条1項、2項

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県 (知事)	保健所を設置 する市(長)	特別区 (長)	市町村(長)	事務種別	根拠法令
・麻薬の廃棄の届出の受理等	4			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 29条
・事故の届出の受理	4			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 35条1項
・調剤された麻薬の廃棄の届出の 受理等	4			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 35条2項、3項
・免許失効の際の届出の受理等	4			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 36条1項、3項、4項
・麻薬卸売業者の届出の受理	4			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 46条
・麻薬小売業者の届出の受理	4			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 47条
・麻薬管理者の届出の受理	4			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 48条
・麻薬研究者の届出の受理	4			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 49条
・向精神薬卸売業者等の免許	4			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 50条1項
・向精神薬試験研究施設の登録	4			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 50条の5
・向精神薬採取責任者の届出の受 理	4			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 50条の20第4項
・事故の届出の受理等	4			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 50条の22
・向精神薬試験研究施設の届出の 受理等				○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 50条の24第2項、3項
・業同開設者の別段の申出の受理 等				○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 50条の26第1項、4項
・業務の届出の受理	4			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 50条の27
・業務廃止の届出の受理	4			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 50条の28第1項、2項
・事故等の届出の受理等	4			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 50条の33

事業内容	優先度	保健所 長	保健 所	都道府県 (知事)	保健所を設置 する市(長)	特別区 (長)	市町村(長)	事務種別	根拠法令
・報告の徴収等	4			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の3第1項、2項
・措置命令	4			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 50条の3、9
・改善命令	4			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 50条の4、0
・向精神薬取扱責任者の変更命令				○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 50条の4、1
・免許等の取消し等	4			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 51条1項、2項、3項
・麻薬取締員の任命				○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 54条2項
・麻薬取締官の協力の申請	2			○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 56条2項
・麻薬中毒者の届出の受理	2			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 58条の2
・麻薬取締官等からの通報の受領	2			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 58条の3
・検察官からの通報の受領	2			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 58条の4
・矯正施設の長からの通報の受領	2			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 58条の5
・麻薬中毒者等の診察等	2			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 58条の6第1項、4項、5 項、8項
・入院措置等	2			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 58条の8第1項、2項、3 項、4項、5項、6項
・所持品の保管	2			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 58条の1、1
・措置入院者の退院	2			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 58条の1、2
・麻薬中毒審査会の設置等				○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 58条の1、3
・麻薬中毒者医療施設からの報告 の徴収等	3			○				1号受託	麻薬及び向精神薬取締法 58条の1、6

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	市町村(長)	事務種別	根拠法令
・麻薬中毒者の相談に忝ずる職員 の設置 (大麻取締法)				○				自治	麻薬及び向精神薬取締法 58条の18
・大麻の輸出入の許可の申請の経 由				○				1号受託	大麻取締法 4条2項
・大麻取扱者の許可	4			○				自治	大麻取締法 5条1項
・大麻取扱者名簿の備付け及び登 録	4			○				自治	大麻取締法 6条1項
・大麻取扱者免許証の交付	4			○				自治	大麻取締法 7条1項
・免許の取消しの申請の受理等	4			○				自治	大麻取締法 10条1項、2 項、3項、4項、5項、6項、 7項
・大麻の栽培地外への持出し許可	4			○				1号受託	大麻取締法 14条
・大麻栽培者の作付面積等の報告	4			○				自治	大麻取締法 15条
・大麻譲渡しの許可の申請の経由	4			○				1号受託	大麻取締法 16条2項
・大麻研究者の所持した大麻等の 報告	4			○				自治	大麻取締法 17条
・大麻取扱者免許の取消	4			○				自治	大麻取締法 18条
・大麻の取締りに必要な報告、立 入、取去	4			○				1号受託	大麻取締法 21条1項
(あへん法)									
・けしからの輸入等の許可申請の 経由	4			○				1号受託	あへん法 6条3項
・あへんの廃棄の許可申請の経由	4			○				1号受託	あへん法 10条2項
・栽培の許可申請の経由	4			○				1号受託	あへん法 12条3項
・栽培の許可に係る意見具申				○				自治	あへん法 12条4項
・事故の届出の経由	4			○				1号受託	あへん法 20条
・けしからの譲渡等の届出の経由	4			○				1号受託	あへん法 21条1項
・けしからの廃棄の届出の受理	4			○				1号受託	あへん法 21条2項
・変更の届出の経由	4			○				1号受託	あへん法 22条1項
・許可証の再交付の申請等の経由	4			○				1号受託	あへん法・23条1項、3項
・許可の失効の届出の経由	4			○				1号受託	あへん法 24条1項
・廃止の届出の経由	4			○				1号受託	あへん法 25条1項
・許可証の返納の経由	4			○				1号受託	あへん法 27条

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	市町村(長)	事務種別	根拠法令
・許可が失効した場合等の届出の理由	4			○				1号受託	あへん法 28条1項
・災害補償金の交付の申請の理由	4			○				1号受託	あへん法 33条2項
・あへんの売渡しを受ける申請の理由	4			○				1号受託	あへん法 34条2項
・麻薬研究者の届出の受理	4			○				1号受託	あへん法 40条2項
・免許が失効した場合等の届出の受理	4			○				1号受託	あへん法 41条1項
・報告の徴収等	4			○				1号受託	あへん法 44条2項
・あへん監視員の指定	4			○				1号受託	あへん法 44条2項
・許可の取消しの具申	4			○				自治	あへん法 44条6項
(覚せい剤取締法)									
・覚せい剤施用機関等の指定	4			○				自治	覚せい剤取締法 3条1項
・覚せい剤製造業者の指定の申請の理由	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 4条1項
・指定証の交付	4			○				自治	覚せい剤取締法 5条1項
・指定証の交付の理由	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 5条2項
・指定の取消し等	4			○				自治	覚せい剤取締法 8条1項
・業務の廃止等の届出の理由	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 9条1項
・業務の廃止等の届出の受理	4			○				自治	覚せい剤取締法 9条2項、3項
・指定証の返納等の理由	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 10条1項、2項
・指定証の返納等の受理	4			○				自治	覚せい剤取締法 10条1項、2項
・指定証の再交付等の理由	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 11条1項、2項
・指定証の再交付等	4			○				自治	覚せい剤取締法 11条1項、2項
・氏名又は住所等の変更届の理由	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 12条1項
・氏名又は住所等の変更届の受理	4			○				自治	覚せい剤取締法 12条2項、3項
・覚せい剤の製造の許可申請の理由	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 15条2項

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	市町村(長)	事務種別	根拠法令
・覚せい剤の譲渡等の許可申請の 理由	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 17条5 項
・覚せい剤の施用の許可申請の経 由	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 20条6 項
・保管換の届出の理由	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 22条1 項
・廃棄届の受理等	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 22条の 2
・事故の届出の理由、受理	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 23条
・指定が失効した場合等の報告の 理由、受領等	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 24条1 項、2項
・覚せい剤製造業者の報告の理由	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 29条
・覚せい剤施用機関の管理者等の 報告の受理	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 30条
・覚せい剤原料取扱者等の指定	4			○				自治	覚せい剤取締法 30条の 2
・指定の取り消し、業務等の停止	4			○				自治	覚せい剤取締法 30条の 3
・業務の廃止の届出の理由	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 30条の 4第1項
・業務の廃止の届出の受理	4			○				自治	覚せい剤取締法 30条の 4第1項
・輸入及び輸出の許可の申請の経 由	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 30条の 6第3項
・保管場所の届出の理由、受理	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 30条の 12第1項1号、2号
・廃棄届の受理等	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 30条の 13 14
・事故の届出の理由、受理	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 30条の 15第1項、2項
・指定が失効した場合等の報告の 理由、受領等	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 31条
・報告の徴収	4			○				1号受託	覚せい剤取締法 32条1 項、2項
・立入検査、収去及び質問	4			○				1号受託	

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県 (知事)	保健所を設置 する市(長)	特別区 (長)	市町村(長)	事務種別	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> ・覚せい剤監視員の指定 ・指定の取消及び業務の停止等に係る意見具申 				○				自治	覚せい剤取締法 33条1項2号
	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の開設する覚せい剤施用機関の指定 			○				自治	覚せい剤取締法 34条
<ul style="list-style-type: none"> ・国の開設する覚せい剤施用機関の指定証の交付の経由 ・国の開設する覚せい剤施用機関の届出の経由 ・地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関の届出の受理 			○	○				1号受託	覚せい剤取締法 35条3項
	(薬剤師法)			○				1号受託	覚せい剤取締法 36条1項
	<ul style="list-style-type: none"> ・免許の取消し等の具申 ・薬剤師の届出経由 			○	○			自治	覚せい剤取締法 36条1項
<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県献血推進計画の策定、公表 								1号受託	薬剤師法 8条3項 薬剤師法 9条
<ul style="list-style-type: none"> ・献血受入計画に対する意見 				○				自治	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 10条4項、5項
	<ul style="list-style-type: none"> ・採血業の許可申請等の経由 			○				自治	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 11条2項
<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査等 				○				1号受託	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 13条4項、5項
				○				1号受託	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 23条1項

2. 震災時における東京 23 区での医療アクセスの悪化と世帯層との 関連についての一考察

研究協力者 池田大輔（東京医科歯科大学医歯学総合研究科政策科学分野 大学院生）

研究協力者 青島耕平（東京医科歯科大学医歯学総合研究科政策科学分野 大学院生）

分担研究者 河原和夫（東京医科歯科大学医歯学総合研究科政策科学分野 教授）

研究要旨

東京都 23 区は現代日本の中心地であり、他地域に比べて基礎的なインフラが充実しており、医療施設の規模や数も非常に多い。しかしながら、そうした東京 23 区においても、インフラの整備状況や医療施設の立地状況や地域によって大きな差異が見られていて、災害時には大きな問題となると考えられる。そこで今回は、震災時での重症患者の医療アクセスに問題がないかを検証し、その要因となる社会指標について調査した。

東京で震災が起きた場合に発生する負傷者のうちの程度の割合が、効率よく災害拠点病院に転送されるかどうかを評価の指標とした。震災時の道路状況については、警視庁が公開している震災時の交通規制図を元として、東京 23 区の道路を交通規制路線・重点監視路線および主要道路・その他の道路の 3 種類に分類し、これらの道路での緊急車両の通行速度を、順に通常速度・徐行・車での走行は不可能（人力・徒歩での搬送）と設定した。上記の条件の下で、居住地の最寄りの病院からいずれかの災害拠点病院まで 15 分以内で転送できることを基準とし、転送可能な重傷者数とその割合を 23 区別に集計し、集計結果と社会経済学的指標との相関関係を調査した。最寄りの病院への到達および災害拠点病院への搬送についての解析は株式会社パスコの Market PlannerGIS を、災害拠点病院へのアクセス性と社会経済学的指標との相関関係の解析には、SPSS12.0 for Windows をそれぞれ用いた。

震災時の負傷者の災害拠点病院へのアクセス性について 23 区内で比較したところ、転送可能者数の割合が 6.40～90.97%（48.19±24.78%）と区によって大きなばらつきが見られた。社会経済学的指標との相関関係を調べたところ、一人当たりの所得税額の高さ・生産年齢人口の割合の高さ・年少人口の割合の低さ・15 歳未満あるいは 65 歳以上の同居者がいない（生産年齢人口のみの）世帯の割合の高さが、災害拠点病院へのアクセスのよさと相関することがわかった（いずれも $p < 0.05$ ）。年少者や高齢者を抱える世帯、比較的所得の低い世帯など、社会的弱者を多く抱える住人層が、医療アクセスの悪い地域に多く居住しており、大規模災害時における大きな問題となる可能性があることがわかった。

A. 目的

東京 23 区（東京特別区）は現代の日本の中心地で、基礎的なインフラの整備状況や医療施設が最も充実している地域の一つとなる。

そうした東京 23 区においてもインフラの整備状況や医療施設の立地状況について地域差が見られていて、震災時における医療アクセスについて、地域によって大きな差異が見られることが予想される。

本研究では、GIS（Geographic Information System；地図情報システム、以下 GIS）を用いて災害時の医療アクセスを評価し、地域差の程度と地域差と関連を持つ社会経済的指標について調査した。なお解析は、SPSS Windows.Ver.12 により統計処理をおこない、 $p<0.01$ 、 $p<0.05$ のとき有意差ありとした。

B. 方法

震災時の受傷者の診療行動については以下のように定めた。

1. 受傷後、最寄りの災害拠点病院または一般病院に徒歩で来院
2. 一般病院にて初期診療を受けた患者のうち、重傷者を災害拠点病院へ転送

震災時の道路状況については、震災時の交通規制図（警視庁公開）をもとに以下のように設定（図 1.）した。

交通規制路線・・・通常速度での運行が可能（一般車両通行不可、公安関係の車両のみが通行可）
重点監視路線、幅員 13m 以上の道路・・・徐行（10km/hr）での運行可（一般車両通行可、一般住人の避難路と兼用）

その他の道路・・・4 km/h r（車両通行はできず、担架を用いた人力での搬送を想定）

以上の条件の下に災害拠点病院への転送状況を評価した。転送の時間の評価については一般病院と災害拠点病院間での運転時間を GIS で算出し、それぞれの一般病院から最寄りの災害拠点病院までの到達時間を 15 分以内、30 分以内、30 分超に区切って評価をした。

上記受傷者については、1. 最寄りの病院が災害拠点病院、2. 最寄りの病院が一般病院で、災害拠点病院まで一定時間内に転送可能、3. 最寄りの病院が一般病院で、災害拠点病院まで一定時間内に転送不可能 の 3 種に分類した。そのうち 1. と 2. を災害拠点病院まで「転送が容易」の群とし、3. を「転送が容易でない」群とした。受傷者数については、それぞれの病院がカバーしている住人数を GIS 上で算出したカバー人口数を代用した。

平常時・震災発生時のそれぞれにおいて、各区の転送可能率を算出した。また、平常時とくらべて到達時間が悪化した地域の住人数の割合を算出し、それを転送の悪化率とした。

道路種別	震災時の搬送速度	備考
交通規制路線	通常速度	公安関係の車両のみが通行可
重点監視路線、幅員 13m 以上の道路	徐行(10km/hr)	一般人の避難路と兼用で一般車両通行可
その他の道路	4km/hr	車両通行はできず、人力での搬送を想定

2009/10/20

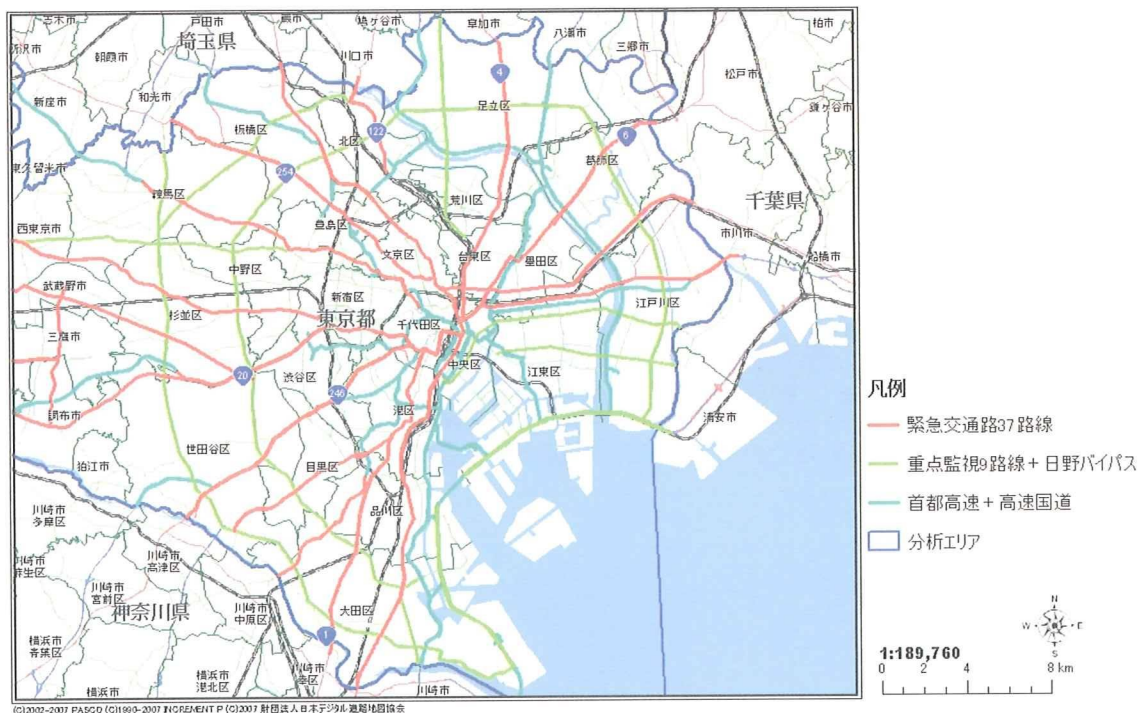


図 1. 震災時の道路状況の設定（警視庁公開 震災時の交通規制図を元に作成）

C. 結果

(1) 各区における転送可能者の割合と転送悪化率

- 転送可能者の割合が 6.40～90.97% (48.19±24.78%、P=0.05) と区によって大きなばらつきがみられた (図 2、表 1)。

平常時と震災時における

災害拠点病院へのアクセス性の比較

凡例

- ✦ 特別区の一級病院
- ✦ 特別区の災害拠点病院
- 特別区 災害拠点病院から15分圏内
- 特別区 災害拠点病院から30分圏内
- 分析エリア

平常時のアクセス

震災時での交通規制下でのアクセス

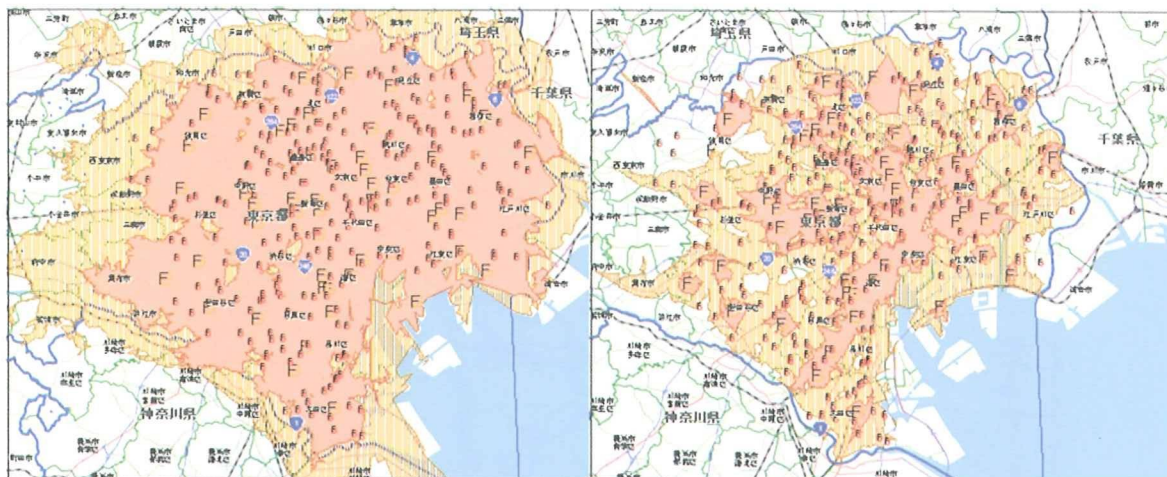


図2. 平常時と震災時それぞれにおける災害拠点病院へのアクセス性の比較

自治体名	住人数(人)	転送が容易な地域に住む住人数(人)						転送が容易な地域に住む住人の割合(%)					
		災害時(交通規制時)			平常時15分			災害時(交通規制時)			平常時15分		
		15分以内	30分以内	30分以内	15分以内	30分以内	30分以内	15分以内	30分以内	15分以内	30分以内	15分以内	30分以内
千代田区	41,778	20,644	43,047	43,047	43,047	49.41%	103.04%	103.04%	103.04%	103.04%	53.62%	0.00%	
中央区	98,399	100,185	100,207	100,207	100,207	101.82%	101.84%	101.84%	101.84%	101.84%	0.02%	0.00%	
港区	185,861	115,252	184,675	184,675	184,675	62.01%	99.36%	99.36%	99.36%	99.36%	37.35%	0.00%	
新宿区	305,716	177,066	302,607	302,607	302,607	57.92%	98.98%	98.98%	98.98%	98.98%	41.06%	0.00%	
文京区	189,632	149,885	188,832	188,832	188,832	79.04%	99.58%	99.58%	99.58%	99.58%	20.54%	0.00%	
台東区	165,186	97,335	164,409	164,409	164,409	58.92%	99.53%	99.53%	99.53%	99.53%	40.61%	0.00%	
墨田区	231,173	175,462	230,854	230,854	230,854	75.90%	99.86%	99.86%	99.86%	99.86%	23.96%	0.00%	
江東区	420,845	217,051	419,420	419,420	419,420	51.58%	99.66%	99.66%	99.66%	99.66%	48.09%	0.00%	
品川区	346,357	140,657	294,680	294,170	346,017	40.61%	85.08%	85.08%	67.61%	99.90%	27.00%	14.82%	
目黒区	665,674	17,964	263,908	265,515	265,515	6.80%	99.94%	100.55%	100.55%	99.66%	93.75%	0.61%	
大田区	841,165	180,679	588,207	599,519	663,383	22.78%	88.36%	88.36%	90.06%	99.66%	67.28%	11.29%	
世田谷区	203,334	180,679	695,106	834,062	834,062	21.48%	82.64%	82.64%	99.16%	99.16%	77.68%	16.52%	
渋谷区	310,627	233,867	312,415	312,415	200,361	88.86%	95.88%	95.88%	98.54%	98.54%	9.68%	2.65%	
中野区	528,587	168,042	531,105	533,335	533,335	31.79%	100.58%	100.58%	100.58%	100.58%	25.29%	0.00%	
杉並区	250,585	98,774	249,094	249,094	249,094	39.42%	99.40%	99.40%	99.40%	99.40%	59.99%	0.00%	
豊島区	330,412	150,813	328,836	328,836	328,836	45.64%	99.52%	99.52%	99.52%	99.52%	53.88%	0.00%	
北区	191,207	81,655	189,612	189,612	189,612	42.71%	99.17%	99.17%	99.17%	99.17%	56.46%	0.00%	
荒川区	523,083	217,175	452,869	430,309	522,418	41.52%	86.58%	86.58%	82.26%	99.87%	40.75%	13.30%	
板橋区	692,339	220,177	467,346	557,276	689,736	31.80%	67.50%	67.50%	80.49%	99.62%	48.69%	32.12%	
練馬区	624,807	153,848	582,861	582,861	620,981	24.62%	93.29%	93.29%	93.29%	99.39%	68.66%	6.10%	
足立区	424,878	122,109	410,364	429,341	429,341	28.74%	96.58%	96.58%	96.58%	101.05%	67.84%	4.47%	
葛飾区	653,944	34,416	408,360	568,196	656,717	5.26%	62.45%	62.45%	86.89%	100.42%	81.62%	37.98%	

表1. 各区における転送可能者の割合と転送悪化率

(2) 転送悪化率と社会経済指標

上記転送悪化率と東京特別区の各種社会経済指標を比較検討 (表2、表3) したところ、以下の点で相関が見られた。

- 木造建築の建蔽率の高さ・混成率の高さ、延焼速度の高さ
- 耐火建築の建蔽率の低さ・比率の低さ、容積率の低さ、道路率の低さ
- 18歳未満の親族のある世帯の割合の高さ・高齢夫婦世帯の割合の高さ
- 住民一人当たりの住民税額の低さ

	Pearson の相関係数		Spearman の順位相関係数	
	昼間人口	夜間人口	昼間人口	夜間人口
木造建築建蔽率	0.492*	0.482*	0.519*	0.504*
防火建築建蔽率	0.371	0.287	0.204	0.181
準耐火建築建蔽率	0.402	0.374	0.479*	0.453*
耐火建築建蔽率	-0.658**	-0.570**	-0.654**	-0.616**
全種建築物建蔽率	-0.671**	-0.589**	-0.700**	-0.636**
木造建築混成率	0.566**	0.547**	0.629**	0.611**
防火建築混成率	0.532**	0.453*	0.498*	0.481*
準耐火建築混成率	0.557**	0.529**	0.567**	0.535**
耐火建築混成率	-0.639**	-0.574**	-0.636**	-0.610**
延焼速度比	0.646**	0.583**	0.642**	0.615**
容積率	-0.704**	-0.595**	-0.754**	-0.703**
道路率	-0.648**	-0.551**	-0.607**	-0.582**
空き地率	0.057	0.073	0.076	0.084
住民一人当たりの公園面積	0.070	0.193	0.004	0.014
道路平均幅員	-0.368	-0.276	-0.232	-0.215
道路長あたりの防護柵整備率	-0.143	-0.151	-0.133	-0.183
病診数	0.182	0.186	0.189	0.175
財政指数	-0.154	-0.228	-0.186	-0.197
住民一人当たりの住民税額	-0.387	-0.392	-0.484*	-0.458*

表2. 転送悪化率と社会経済指標との相関係数1 (*: p<0.05, **: p<0.01)

	Pearson の相関係数		Spearman の順位相関係数	
	昼間人口	夜間人口	昼間人口	夜間人口
全道路長	-0.469*	-0.384	-0.337	-0.298
幅員 13m 以上の道路長	-0.760**	-0.672**	-0.762**	-0.728**
幅員 5.5～13m の道路長い	-0.340	-0.258	-0.188	-0.131
幅員 5.5m 未満の道路長	0.101	0.081	0.181	0.136
幅員 13m 以上の道路率	-0.808**	-0.766**	-0.818**	-0.784**
幅員 5.5～13m の道路率	0.686**	0.675**	0.666**	0.705**
幅員 5.5m 未満の道路率	0.424	0.361	0.543*	0.465*
施設数率	-0.569*	-0.496*	-0.652**	-0.632**
生活保護世帯率	0.012	0.093	0.177	0.203
生活扶助世帯率	0.089	0.150	0.211	0.204
全人口に対する就業率	-0.277	-0.216	-0.193	-0.169
年少人口割合	0.502**	0.533**	0.439*	0.455*
生産年齢人口割合	-0.458*	-0.532**	-0.497*	-0.559**
老年人口割合	-0.108	-0.028	-0.021	0.062
失業率	0.167	0.137	0.171	0.149
世帯 6 歳未満の親族あり	0.516**	0.526**	0.528**	0.526**
世帯 6～14 歳の親族あり	0.557**	0.610**	0.508**	0.561**
世帯 15～17 歳の親族あり	0.556**	0.602**	0.531**	0.570**
世帯 18 歳未満の親族あり	0.546**	0.584**	0.526**	0.551**
世帯 65 歳以上の親族あり	0.258	0.333	0.311	0.386
世帯 75 歳以上の親族あり	0.048	0.140	0.112	0.220
高齢者夫婦のみの世帯率	0.464*	0.505**	0.440*	0.466*
高齢単身世帯率	-0.277	-0.207	-0.153	-0.109

表 3. 転送悪化率と社会経済指標との相関係数 2 (*: p<0.05, **: p<0.01)